

「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」  
に対する  
米国政府のコメント  
(仮訳)

平成 13 年 9 月 19 日

米国政府は「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」にコメントを出来る機会を得て、大変感謝いたします。米国政府は、日本政府による競争的な電気通信分野を促進するための努力に非常に興味をもっており、郵政省が提案された考え方にパブリック・コメントを求められた事に称賛の意を表します。

情報及び情報関連サービスの今日の変化はめまぐるしく、この変化は政府に新しい挑戦を余儀なくさせています。米国の経験では、このような環境では通常規制が少なければ少ないほどよく、特に競合企業が成長することなどにその成果を見る事が出来ます。規制が必要である場合には、電気通信サービス提供者に競争的な環境を確約することを通じて、ユーザーの利益に焦点をあてるべきです。ネットワークおよび技術間の競争は、料金を引き下げ、エンド・ユーザーに直接利益をもたらすかたちで、サービスの質を高め、利用範囲を広めます。我々の経験では、電気通信業界は、消費者第一の競争的な法律を施行してくことを理解とダイナミズムをもって応えてくれています。

競争政策の基本的フレームワーク

米国は規制緩和の二国間の強化されたイニシアティブにおいて、これらの政策に対して詳しくコメントするつもりです。今回は、米国は日本政府の適切な電気通信規制の広い研究の一環として、以下の考えを適用する政策の実施をご考慮されることを提案いたします。

競争的な規制構造は、既存の支配的事業者による独占的地位の反競争的乱用に対する法的、規制的保護の確立とともに、新規競争事業者の参入を促進し育成する支配的事業者の規制システムを必要とします。新規参入は、電気通信を改善する革新的な技術及び慣習をもたらし、この分野及び経済全体のさらなる成長を促します。過度な規制から開放されることによりこれらの新規参入はダイナミックで競争的な市場に根を下ろし、貢献する事が出来、それにより更なる消費者選択や料金引下げを導くのです。積極的規制環境は企業及びユーザーに最も効率的な技術を発展、選択させ、また不適切な規制偏見や優劣を持つことがないよう柔軟でなければなりません。

日本は接続料金を引き下げる上で進展を見せましたが、さらなる努力が必要であります。これは特に支配的事業者が設定している小売料金との関係でも当てはまり、インターネット・サービスなどの新たに出現し、特に成長を見せている分野において競争を阻害する形で料金割引や定額料金が設定されうのです。日本政府は支配的事業者に彼らの価格決定の基礎となるコストを正当に設定し、彼らが請求する小売料金がきちんと競争が妨げられないとの確証のある卸売り料金に基くよう求めるべきです。

競争的規制は支配的事業者によって所有され、コントロールされているエッセンシャル・ファシリティへのアクセスも必要とします。新規参入および競合事業者は日本における先進情報技術社会に必要なネットワーク・インフラを創設していこうとしています。このためには、これらの事業者は電柱、管路、とう道及び道路などの線路敷設権、また既存事業者のみが利用できる建物などの施設、クライアントの屋内配線へのアクセスが必要であり、それにより既存のネットワークにリンクし、顧客へ接続できるようになるのです。電気通信が国の経済構造のますます必要な一部となるにつれ、能率性を考慮することはさらに重要となってきました。主要な設備へ限定されたアクセスしか提供されていないため、日本政府はこの能率性を犠牲にし、代替インフラの導入を遅らせている長引いた話し合いを競合事業者の責任にしているのです。

我々が電気通信規制の主要政策目的であるべきと考える消費者利益の保護は独立的な行動をとれる規制官庁を必要とします。日本政府は郵政省の後を引き継ぐ官庁が明白で、競争政策を推進する使命をもち、支配的事業者の反競争的行為を防ぐ規制的権威をもつことを確約すべきであります。規制機能が業界促進機能も担う同じ官庁に任され、また既存の事業者の大部分が日本政府によって支配されている現在の体制では、公平ではない形で規制監督者の能力が妨げられかねない利益の衝突の可能性を含んでいます。特にこの分野における NTT の支配的地位に対して規制独立を確証する構造的セーフガードを創設するなど、これらのリスクへ何らかの措置を日本がとられるよう提言します。また、日本政府が出来る限り迅速に NTT の政府所有権を完全に取り除くことも提言します。

最後に、技術、市場及び慣行が変化することに、規制は適応していかなければなりません。日本政府は、競争的規制のフレームワークを確立する過程で全ての関係者を参加させるべきであり、これらの変化に対処する政策立案の過程でパブリック・コメントを引き続き求めて、その意見を取り入れていくべきであります。

米国は、パブリック・コメントが募集される際には、規制案及び法案に対し更なるコメントを提供する機会を楽しみにしております。